

2 個別論点

（3）就労支援のあり方

【現状の評価と課題】

（基本的な考え方）

- 法に基づく就労支援は、就労という人間にとってかけがえのない営みを、それぞれの人の希望や状態像に応じて実現することを目指したものである。したがって、収入を得るばかりではなく、社会とのつながりを構築し自己実現を図ることによって、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立がよりよい形で達成されるよう、支援が進められてきた。
- 具体的には、支援対象者の状態像に応じた就労支援を制度化し、自立相談支援事業におけるアセスメントやプランに基づき、ハローワークを含む支援関係者や地域の事業所等が連携しつつ、段階的な支援が実施されてきた。

（実績）

- ・ プランにおける就労支援対象者（年間）：7.6万人、プラン作成対象者に占める割合：54.7%（令和2年度）
- ・ プラン作成者のうち自立に向けた改善が見られた者の割合：82.5%（令和2年度）

（自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業等の利用状況・効果）

- 比較的早期に一般就労を目指すことができる人に対しては、自立相談支援事業における就労支援やハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業により、丁寧なマッチングや面接への同行支援等がなされ、一定数が就労につながっている。

（実績）

- ・ 自立相談支援事業における就労支援の利用件数：56,431件（令和2年度）
- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業（うち生活困窮者（住居確保給付金受給者を含む）分）の利用者数：19,384人（令和元年度）、29,688人（令和2年度）
- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業（同上）利用者の就職率：71.5%（令和元年度）、57.6%（令和2年度）（期間の定めのない雇用への就職率：41.6%（令和元年度）、32.6%（令和2年度））

- ・ 就労支援対象者の就労・増収率：61.0%（令和元年度）、26.9%（令和2年度）

○ また、無料職業紹介事業の仕組みを活用し、自立相談支援機関が本人や世帯の状況、本人の希望等に合わせて就労時間や業務内容等を地域の事業所等と調整してオーダーメイド型の求人を作り出し、就労支援を行うことも効果的である。こうした取組はすでに約4分の1の自治体において実施されている。

（実績）

- ・ 自立相談支援機関における無料職業紹介事業の実施状況：「実施中」「申請中」「実施予定」を合計した割合 26.6%（令和元年度）

○ なお、就労支援においては、就労後すぐに支援を終結するのではなく、定着支援等のフォローアップも重要であり、現状においても、約7割の自治体が、就労後一定期間、定着支援を実施している。

（実績）

- ・ 自立相談支援事業における定着支援の実施状況：72.6%（令和元年度）

（就労準備支援事業の利用状況・効果）

○ 多様な就労に向けて準備が必要な者を対象とした就労準備支援事業については、令和2年度は全体の約6割の自治体の実施しており、利用件数も増加傾向にある。

平成30年改正法の施行と併せて、年齢要件の撤廃や資産収入要件の緩和を行ったが、依然として就労準備支援事業の利用が適切であるにも関わらず、利用につながらなかったケースも存在しており、その背景には、本人の意向や参加のための経済的負担に係る課題が指摘されている。

また、自治体における事業実施上の課題としては、事業所の開拓や支援メニューの種類、支援が必要な者の把握・アウトリーチが不十分といった点が挙げられている。

（実績）

- ・ 就労準備支援事業実施自治体：435（平成30年度）→496（令和元年度）→542（令和2年度）
- ・ 就労準備支援事業利用件数：4,695件（令和2年度）
- ・ 就労準備支援事業利用者の特性：「就職活動困難」、「経済的困窮」、「その他メンタルヘルスの課題」、「社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）」、「就職定着困難」等の特性が多く出現すること

が確認されている。(令和2年度)

- ・ 就労準備支援事業の利用が適切と考えられたが利用につながらなかったケースがある：58.4% (令和3年度調査)
- ・ 就労準備支援事業の利用が適切と考えられたが利用に繋がらなかった理由：本人が希望しない(必要性を理解しない)(77.2%)、同(新しい環境に拒否感がある)(54.7%)、同(参加のための経済的負担ができない)(21.6%)(令和3年度調査)
- ・ 就労準備支援事業を実施する上での課題として「とても課題だと思う」「やや課題だと思う」を合計した割合：協力事業所の開拓・連携が不十分(66.3%)、支援メニューの種類が十分ではない(56.7%)、就労に向けた準備が必要な者の把握・アウトリーチが十分にできていない(61.7%)(令和3年度調査)

- 就労準備支援事業の効果については、自立意欲の向上や社会参加機会の増加に顕著に現れており、事業の利用終了後も、多くの自治体において利用者が就労や別の事業の利用に至るなど、着実に効果をあげている。

就労に向けての準備が必要な者を対象とした事業であり、中長期的な支援が必要となるケースや支援の困難度が高いケースもある。地域の社会資源を積極的に活用し、利用者の状態や課題に応じたきめ細やかな支援を行うことが重要である。

(実績)

- ・ 事業の利用の有無と見られた変化：自立意欲の向上・改善：就労準備支援事業利用者 35.1% (⇔未利用者 15.8%)、社会参加機会の増加：就労準備支援事業利用者 19.3% (⇔未利用者 3.4%)(令和2年度)
- ・ 就労準備支援事業利用者の終了後の状況(最も多いパターン)として、73.2%の自治体が、就労や別の事業の利用が多いと回答している。(令和元年度)

(認定就労訓練事業の利用状況・効果)

- 一般就労やその継続が困難な者を対象とした認定就労訓練事業について、認定就労訓練事業所(以下「認定事業所」という。)数は着実に増加しており、一定期間の継続的な利用の中で、非雇用型から雇用型へのステップアップも見られる。

他方で、全体として利用件数が低調であり、柔軟かつ多様な働き方の実現を通じた一般就労への移行、ひいては、地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境の整備や、認定就労訓練事業の普及、生活困窮者の自立を通じた地域社会・経済の維持・活性化等の効果が十分に発揮されていないとの指摘が

ある。

(実績)

- ・ 認定事業所数：1,959 箇所（令和 2 年度）
- ・ 認定就労訓練事業利用件数：547 件（令和 2 年度）
- ・ 利用形態：非雇用型のみ（53.6%）、非雇用型から雇用型へ移行（13.2%）、雇用型のみ（21.8%）（令和 2 年度）

○ 認定就労訓練事業の利用が進まない理由としては、「地域に認定事業所がない、あるいは少ない」が約 7 割を占めている。

また、認定事業所の開拓を行う専門人材の育成・確保等も課題であり、平成 28 年度より配置している「就労訓練アドバイザー」及び「就労訓練事業所育成員」についても、それぞれに期待される役割を明確化した上で、認定事業所の支援の強化に向けて、更なる活用を検討する必要がある。

(実績)

- ・ 認定就労訓練事業の利用実績がない理由：地域に認定事業所がない、あるいは少ない（68.2%）（令和元年度調査）
- ・ 認定就労訓練事業の拡大に必要なこと：受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ（45.5%）、認定事業所の開拓を行う専門人材の育成・確保（43.5%）、対象者と認定事業所のマッチングの支援（41.2%）、（令和 3 年度調査）

○ 現状、認定事業所に対する経済的支援としては、税制優遇や各種助成、一部自治体においては優先発注も行われているが、認定事業所の拡大に向けて、更なるインセンティブを求める声が多い。

(実績)

- ・ 認定就労訓練事業に対する経済的支援の現状
 - － 税制優遇の対象となっている認定事業所数：定員 10 人以上の認定事業所数 78（全体の約 3.9%）（令和 2 年度）
 - － 優先発注の状況：調達実績の有無「あり」0.8%（令和元年度）

(ハローワーク等との連携)

○ ハローワークとの連携は生活保護受給者等就労自立促進事業や求職者支援制度などを中心に着実に進んでいるが、コロナ禍で顕在化した多様な支援ニーズに対応するためには、こうした施策の更なる活用や、ハローワーク以外の商工労働施策等との連携も積極的に進めていくことが重要である。

(実績)

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業（うち生活困窮者（住居確保給付金受給者を含む）分）の利用者数：19,384人（令和元年度）、29,688人（令和2年度）【再掲】
- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等就労自立促進事業（同上）利用者の就職率：71.5%（令和元年度）、57.6%（令和2年度）（期間の定めのない雇用への就職率：41.6%（令和元年度）、32.6%（令和2年度））【再掲】

【論点】

（基本的な考え方）

- 就労支援について、常用就職だけではなく多様なゴールが考えられるが、どのような指標で、どのように評価していくのかといった検討が必要ではないか。
- 常用就職を目指した就労支援は、本人の希望や特性によっては、必ずしも本人の自立には結びつかず、本人の尊厳に影響を与える場合もある一方、短時間・単発での働き方等を含め、すぐに働き収入を得ることができるという選択肢があることで、本人の動機付けを高め、自立の加速につながる場合が多い。
- 多様な就労支援のあり方や柔軟な支援体制を確保するに当たっては、高齢・障害分野を含め分野横断的に業務分解や仕事のメニュー化を行い、多種多様な仕事を創出することにより、様々な状態像の人が就労できる仕組みをつくっていくことが必要ではないか。
- 具体的には、定着支援やキャリア形成まで意識した教育訓練を取り入れたプログラムや、就労しているが十分な収入がない非正規雇用労働者等が働きながら利用できる就労訓練が必要ではないか。
- また、離職前から早期の支援を行うことにより経済的困窮を防止するとともに、企業との連携を強化するためにも、現在就労しているものの、本人の課題や特性により、このままでは就労の継続が困難である者（短期間での離転職を繰り返す者等）に対する離職防止等の支援についても、法に基づく支援の一環として実施すべきではないか。
- 現行の就労支援は、自立相談支援事業における就労支援、就

労準備支援事業、認定就労訓練事業など、様々な段階に応じた事業が設けられているが、多様化するニーズに対応し、切れ目のない支援を提供するため、これらの支援を就労支援事業として統合した上で必須事業とし、事業展開や体制強化を図るべきではないか。その中で一般就労、中間的就労、障害者就労（関係機関との連携）までコーディネートできる総合窓口を置くべきではないか。

- 認定就労訓練事業や就労準備支援事業における就労体験のように働く場を活用した就労支援の利用を進めるためには、支援プログラムの内容や訓練効果、次のキャリアステップにおける有効性といった点を定義し、そうしたプログラムを活用した相談支援に関してガイダンスとモニタリングが必要ではないか。
また、就労準備支援事業と認定就労訓練事業等の利用者の移動について、経済的に困難な利用者への交通費を含む移動の支援を検討すべきではないか。

- 就労支援の機能の分散や兼務の多さから、地域によって支援に差が生じている。基本的な事業展開が一定程度できるような体制強化やスキルの底上げを行うため、スーパーバイザーが定期的に事業所を訪問し、研修のフォローやケース検討、事業展開について相談できる仕組みを設けるべきではないか。

（自立相談支援事業における就労支援）

- 就労支援は事業所開拓等も含めて行うことが多いので、自立相談支援機関の就労支援員については、兼務ではなく、専従職員を置くべきではないか。

（就労準備支援事業）

- 就労準備支援事業は、すぐに一般就労を目指すことが難しい人の可能性を広げる支援として欠かせないものであること等を踏まえ、必須事業化すべきではないか。なお、必須事業化に当たっては、効果的な支援のあり方を分析するとともに、予算や研修のあり方について検討する必要があるのではないか。

また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が自治体の主体性を活かしながら積極的に広域実施に関与すべきではないか。

○ 就労準備支援事業の必須事業化に当たっては、必須事業化はあくまで手段であることを認識し、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組み、場を設けるとともに、客観的指標で支援の見える化に取り組む必要がある。あわせて自立相談支援事業や家計改善支援事業を含めた3事業の協働のあり方、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方などの運用面や機能面も併せて検討することで、より効果的な質の高い支援を実現することが重要ではないか。

○ 民間企業・団体等と連携して、就労準備支援事業に対する社会の理解を深めることも重要ではないか。

(認定就労訓練事業)

○ 認定就労訓練事業については、単に訓練を目的とするのではなく、仕事づくりやそのための事業者育成まで含めたスキームに見直す必要があるのではないか。

○ 認定就労訓練事業については、商工労働部門との協働機会の促進に加え、例えば、以下のような利用者や企業に対するインセンティブが必要ではないか。

- ・ 地域密着型のスタートアップやソーシャルファームなど社会的企業での雇用や協働事業への経営支援等
- ・ 賃金やインセンティブの提供も考慮した税制措置の拡充
- ・ 自治体の仕事の切り出しを行い優先発注が進むよう、庁内連携など自治体の体制作りが加速する制度設計
- ・ 企業に対するノウハウの提供や業務分解の支援など直接的な支援
- ・ 一定の条件や制約のもとでの障害者の法定雇用率への算入

○ 認定就労訓練事業の重要性や必要性について、自治体の福祉部局以外への周知や就労訓練アドバイザーによる企業等への周知も必要ではないか。

その際、認定就労訓練事業は、企業にとっては人材確保といったメリットもあることから、好事例を収集し、事業のノウハウを共有すべきではないか。

○ 平成28年度に創設した就労訓練アドバイザー及び就労訓練事業所育成員その他の社会資源の開拓・活用に関するスーパーバイ

ザ一等の活動を充実する必要があるのではないか。

(ハローワーク等との更なる連携の強化)

- 求職者支援訓練について、コロナ禍での柔軟な運用を継続するとともに、生活困窮者自立支援の現場における訓練ニーズを伝えるため、地域訓練協議会に、都道府県の生活困窮者自立支援制度主管部局が参加するなどの連携強化を図るべきではないか。

- また、自立相談支援事業の就労支援や就労準備支援事業の利用者に対し、職業訓練の利用を促進するため、訓練へのつなぎ等の活用方法に関する手引きが必要ではないか。

- 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）については、適切な就労支援と、連携する事業所等における合理的配慮を組み合わせることで質の高い雇用の創出を促す効果がある。また、事業所が自立相談支援事業における就労支援や就労準備支援事業において実施された就労体験等の参加者、認定就労訓練事業として受け入れた支援対象者を雇用する場合、受入実績が原因で助成金を受けられない場合があることから、生活困窮者等の受入れに協力的な中小企業等を支援する観点からも、利用しやすくするための更なる工夫を検討するとともに、助成金を使用できる要件をわかりやすく周知する必要があるのではないか。

(無料職業紹介事業の活用)

- 法に基づく就労支援の対象者に対しては、通常の求人情報に基づく支援だけでなく、対象者の状況に応じた企業・求人開拓等の個別支援が重要である。こうした個別支援に対応するため、自治体の無料職業紹介事業の活用を更に進めるべきではないか。

(4) 家計改善支援のあり方

【現状の評価と課題】

(基本的な考え方)

- 家計改善支援は、家計に焦点を当てた個別的な働きかけを通じて、家計改善の意欲、さらには生活力を高めるものであり、滞納の解消や債務整理等の目の前の問題を改善するための支援、給付や減免等の制度を利用するための支援など、必要に応じ、担当窓口や支援機関に同行して支援を行うとともに、家計の状況を明らかにすることを通じて自ら家計管理ができるようになることを支援するものである。家計面の支援を通じて、生活状況や世帯が抱える課題の把握につながるなど、生活全般に及ぶ包括性を有する支援である。

(利用状況と効果)

- 家計改善支援事業の実施自治体数は毎年増加し、令和2年度は全体の約6割の自治体が実施に至った。利用件数も増加傾向にあり、令和2年度はコロナ禍の影響もあり利用件数が大幅に増加した。

他方で、家計改善支援事業の利用が適切だが利用につながらなかったケースのある自治体も多く、その要因としては、「本人が希望しない（必要性を理解しない）」、特にコロナ禍においては「貸付という目的が達成されたことで、継続した支援を拒否される」という理由が多かった。

(実績)

- ・ 家計改善支援事業実施自治体：559 (61.8%) (令和2年度)
- ・ 家計改善支援事業利用件数：14,091件 (令和元年度) →18,973件 (令和2年度)
- ・ 家計改善支援事業利用者の特性：「経済的困窮」、「家計管理の課題」、「就職定着困難・就職活動困難」等の特性が多く出現することが確認される。
- ・ 自立相談支援機関によるアセスメントの結果、家計改善支援事業を利用することが適切と考えられたが、何らかの事情により利用につながっていないケースがある場合、その理由：本人が希望しない（必要性を理解しない）(89.7%)、貸付を受けられた場合、貸付という目的が達成されたことで、継続した支援を拒否される (53.5%) (令和3年度調査)

- 家計改善支援事業において、家計改善支援員と共に家計収支を

明らかにしていくことにより、

- ・ 貸付や給付が終了した後の生活について、利用者が具体的な見通しを立てられる
- ・ 家計収支を明らかにすることにより必要な追加収入額がわかり、就労につながる、
- ・ 世帯全体の状況や課題が明らかになり、世帯に対する包括的な支援につながる

といった効果が支援事例から報告されている。

家計の改善や債務の整理といった直接的な効果だけでなく、利用者の精神の安定や他事業へのつなぎといった間接的な効果も確認されている。

(実績)

- ・ 家計改善支援事業利用による効果：債務・滞納の解消に役立った（89.5%）、世帯への包括的な支援に役立った（80.6%）、就労や増収に役立った（67.8%）（令和元年度）
- ・ 家計改善支援事業の利用により見られた変化：家計の改善（40.1%）、精神の安定（18.8%）、自立意欲の向上・改善（18.6%）、債務の整理（10.1%）（令和2年度）

○ こうした効果を引き出すためには、様々な関係機関と連携して支援を必要とする者を支援につなげるとともに、家計改善支援員においては、「家計改善支援に必要な知識」と「相談を継続して行うためのスキル」の習得が必要とされる。このため、家計改善支援事業として、専門的な支援員の育成や庁内・関係機関との連携を強化することが重要である。

なお、税・保険料等の滞納に家計改善支援事業が効果的であることも確認されており、庁内連携を強化するきっかけにもなり得る。

(実績)

- ・ 家計改善支援事業を効果的に進める取組：家計計画表やキャッシュフロー表の活用（75.2%）、多重債務や消費生活相談等の既存事業のノウハウ等を有効活用（47.3%）、滞納部局との連携（38.0%）、生活福祉資金や日常生活自立支援事業との連携（37.7%）（令和2年度調査）

○ また、コロナ禍においては、特例貸付の利用が300万件を超え、特例貸付に伴う家計相談も増加した。すでに特例貸付と連携した家計改善支援も行われているが、今後返済が開始されると、予定通り返済ができない相談者が生じることが懸念されている。

こうした相談者に対して伴走型支援を行う観点からも、家計改善支援事業の重要性に対する認識は高まっている。

(実績)

- ・ 新型コロナウイルス感染症による相談支援の課題について、「とても課題だと思う」「やや課題だと思う」を合計した割合：緊急小口資金・総合支援資金の返済ができない相談者が急増する(92.3%) (令和3年度調査)
- ・ 新型コロナによる顕在化した支援ニーズについて、「とても重要・必要だと思う」「重要・必要だと思う」を合計した割合：家計(債務含む)に関する相談(83.7%) (令和3年度調査)

【論点】

(家計改善支援事業)

- 家計改善支援事業は、コロナ禍で顕在化した生活困窮者の生活の立て直しや特例貸付の償還など、特にコロナ後の相談支援において必要不可欠な事業であることや、近年の実績も踏まえ、必須事業化すべきではないか。なお、必須事業化に当たっては、効果的な支援のあり方を分析するとともに、予算や研修のあり方について検討する必要があるのではないか。
また、小規模自治体においても実施できるよう、国や都道府県が自治体の主体性を活かしながら積極的に広域実施に関与すべきではないか。
- 家計改善支援事業の必須事業化に当たっては、必須事業化はあくまで手段であることを認識し、事業を行う必要性を自治体に理解してもらうための仕組みや場を設けるとともに、事業の効果検証を行い、定量的・定性的な効果を明らかにすることが必要ではないか。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業を含めた3事業の協働のあり方、自立相談支援事業からのつなぎの体制、人員配置の考え方、委託のあり方などの運用面も併せて検討することで、より効果的な質の高い支援を実現することが重要ではないか。
- 土日・夜間の相談体制やオンラインでの相談体制を整備することにより、相談しやすい環境を整えることが重要であり、特にオンラインの活用に当たっては、予算措置だけでなく、その具体的な方法まで国が示すべきではないか。
- 家計改善支援事業と居住支援の連携について、例えば転居費用

の確保や債務整理（保証人）においては、家計改善支援事業が関与したほうがよい場合もあることから、連携を強化する必要があるのではないか。

また、本人の判断能力が不十分であり、日常生活に支障が生じている場合や本人保護など権利侵害の回復支援の視点から金銭管理の支援が必要な場合は、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度につなぐことも想定される。さらに、司法専門職につなぐことも念頭におけば、日頃からこれらの事業・制度との連携を進めるとともに、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援策を充実することが重要ではないか。

加えて、家計改善支援事業が税・保険料等の滞納に効果的である一方、関係部局との連携が進んでいるとは言い難い状況を踏まえ、更なる連携強化の取組を進めるべきではないか。

- 家計改善支援事業については、事業の意義や事業内容に対する理解が十分進んでいない自治体もある。事業内容の周知や関係機関との連携のあり方の検討を進めるとともに、支援員を確保するため、支援員に対する継続的な研修やスーパーバイズを含めた支援員をサポートできる体制が必要ではないか。

また、相談者一人ひとりに伴走し、本人の意思を尊重したオーダーメイド型の支援ができるよう配慮した上で、エビデンスに基づいた支援手法の確立・標準化も必要ではないか。

（生活福祉資金貸付との連携）

- コロナ禍において家計改善支援事業の必要性が高まっていることを踏まえ、例えば、生活福祉資金の貸付の際に、家計改善支援事業の利用を条件化する、少額の貸付機能や転居費用の貸付機能を付与するなど、家計改善支援事業を強化することが重要ではないか。

また、特例貸付の返済や償還免除等にも家計改善支援事業が関わり、その後のフォローアップ支援につなげる仕組みが必要ではないか。

(7) 生活保護制度との連携のあり方

【現状の評価と課題】

- 法と生活保護法の関係について、法は、現に経済的に困窮しており、現在のままの状態を放置すると生活保護基準を下回る可能性が高い者について、早期に各種の支援を行い、自立の促進を図ることを目的としている。このため、法においては生活保護に至る前の段階の者に対する支援を行い、生活保護受給者に対する自立の助長については生活保護法で行うこととされるなど、両制度の目的や対象者、事務の性質は異なる。
- 生活保護制度においても、経済的給付だけでなく、実施機関が組織的に自立支援を実施する制度への転換を図るため、平成17年度より自立支援プログラムが導入され、全国の自治体で日常生活自立・社会生活自立・経済的自立を目指した支援が実施されている。
- 法においては、こうした3つの自立の概念を引き継ぎ、人が人を支える制度として、「生活困窮者の自立と尊厳の確保」及び「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が目標として掲げられ、その理念のもと、包括的な支援や個別的な支援等が支援者の実践を通じて形づくられてきた。
- 法及び生活保護法に基づく支援のうち、各種給付を除く自立に向けた生活全般の支援については、概ね同様の支援¹が用意されており、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、すでに一体的な支援が進んでいる自治体もある。
なお、子どもの学習・生活支援事業については、法施行当初より、被保護世帯の子どもも対象とすることができる。
(実績)
 - ・ 生活困窮者就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業のいずれも実施した280自治体のうち、両事業を一体的に実施した割合：91.4%（令和元年度）
 - ・ 生活困窮者家計改善支援事業及び被保護者家計改善支援事業のいずれも実施した41自治体のうち、両事業を一体的に実施した割合：94.9%（令和元年度）

¹ 就労準備支援事業や家計改善支援事業については、それぞれ生活困窮者を対象とした事業と被保護者を対象とした事業があるほか、認定就労訓練事業については被保護者、子どもの学習・生活支援事業については被保護世帯の子どもも対象としている。

- ・ 子どもの学習・生活支援事業を実施している 579 自治体のうち 550 自治体が生活保護世帯を対象としており、事業参加者の 33.4%が生活保護世帯となっている。(令和 2 年度速報値)

○ 法の運用に当たっては、必要な者に対して確実に保護を実施するという生活保護の基本的な考え方に基づき、生活保護が必要と判断される場合には、生活保護部局と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。逆に、生活保護廃止となった者等が必要に応じて生活困窮者自立支援制度を利用することも考えられるため、本人への切れ目のない一体的な支援を行う観点からも、両制度をより連続的に機能させていくことが求められている。

○ こうしたことから、平成 30 年改正法においては、両制度の連携の考え方をより実効的なものとするため、法第 23 条及び生活保護法第 81 条の 3 に連携に関する規定を設けるとともに、生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業及び家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 343 号）や両制度の連携に関する通知において、就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、生活保護受給者に対する支援との一体的実施に関する記載を盛り込んだ。

○ このような経緯を踏まえ、自治体における両制度間の日常的な意見・情報交換等の連携は着実に進んでおり、要保護者となるおそれが高い者として、自立相談支援機関から生活保護制度の担当部署につないだ件数は年間約 1 万 5 千件以上にのぼっている。他方で、本来生活保護廃止後に法に基づく支援への移行が望ましい者については、円滑な移行に向けた更なる連携が必要である。

両制度間の更なる連携の強化に向けて、相互の制度理解の深化や顔の見える関係性づくりなどより深い関係性の構築が求められている。

(実績)

- ・ 生活困窮者自立支援機関と福祉事務所との日頃の連携状況：よく連携している (91.8%)、どちらともいえない (7.1%)、あまり連携していない (0.6%) (令和 3 年度調査)
- ・ 生活保護制度との連携のための取組として、日常的に意見・情報交換を行っている：78.4% (令和 3 年度調査)
- ・ 自立相談支援機関から生活保護制度の担当部署につないだ件数：15,153 件 (令和 2 年度)

- ・ 生活保護を廃止したケースから法に基づく支援に移行されたケースがある自治体：32.6%（平均4.7件）（令和2年度）
- ・ 連携強化に必要な取組：両制度の担当者の相互の制度理解の深化（57.5%）、個別支援ケースの共有（49.6%）、両制度の担当者及び関係職員の顔の見える関係の構築（48.1%）、家計改善支援事業の一体的実施（38.6%）、就労準備支援事業の一体的実施（38.2%）（令和3年度調査）

○ また、生活保護受給者に対する法による支援についても、特に家計面での支援や社会生活自立に向けた支援の観点で、多くの自治体が必要性を感じている。

法による支援と生活保護法による支援は、自立の概念や本人の自立に向けた支援といった共通の基盤を有している。一体的な支援のあり方の検討に当たっては、法の枠組みの差異等にも留意しつつ、両制度の理念や支援のあり方について更なる共有を図ることが重要である。

（実績）

- ・ 生活保護受給者に対する法に基づく支援の必要性を感じる：71.8%（生活困窮者自立支援制度所管部局）、75.8%（生活保護制度所管部局）（令和3年度調査）
- ・ 支援を必要とするケース：日常的な家計面での支援（56.4%）、社会生活自立に向けての支援（46.2%）、緊急的な支援（住まい、食料等）（45.2%）、日常生活自立に向けての支援（42.6%）（令和3年度調査）

【論点】

（生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援のあり方等）

○ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援について、両制度間で自立に向けた支援やつながりが途切れることがないよう、両制度のこれまでの蓄積や現状を踏まえつつ、「重なり合う支援」の議論を深めることが重要ではないか。また、就労準備支援事業、家計改善支援事業等について、被保護者が様々な支援を受けられるよう、より一層の連携方策を検討すべきではないか。

また、連携強化に向けた方法として、生活困窮の支援プランと生活保護の援助方針の様式の共有、支援会議の活用やスキームの共有化により、円滑に支援体制の引継ぎを行うことなどが考えられるのではないか。

- さらに、より包括的に福祉事務所との連携のあり方を検討し、両制度間で支援が途切れないよう、情報共有や支援全体のマネジメント機能の強化を進めるべきではないか。
- 他方で、両制度間での「重なり合う支援」の実現のためには、相互理解を深め、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠である。生活保護法における自立支援に関する基本理念の位置付けを検討するとともに、支援の一体的な実施により、生活保護におけるケースワーク業務の公的責任が後退したり、生活困窮者自立支援制度の理念が失われたりすることのないように留意する必要があるのではないか。また、「重なり合う支援」の範囲や方法等についてそれぞれ明確化する必要があるのではないか。
- また、両制度間での「重なり合う支援」の実現のためには、生活困窮者自立支援制度の人員体制への影響や負担、生活保護制度におけるニーズやメリットについて把握した上で、各事業の支援員の目安数を設定することも含めて、生活困窮者自立支援制度の人員体制を充実すべきではないか。
- さらに、人材育成の観点から、個別支援だけでなく、関係機関等との緊密な連携や必要な支援体制の整備といった法の支援のあり方の生活保護担当職員への共有や、共通する理念を基盤とした生活保護担当者と本制度の自治体担当者、従事者の合同研修の実施について検討すべきではないか。

(生活保護制度のあり方)

- コロナ禍において、生活保護受給者は大きく増加しなかったが、その要因の分析が必要ではないか。生活保護制度が入りやすく出やすい制度になっているか、今般のコロナ禍における運用を含め、そのあり方について、検証・議論を行うべきではないか。